

持続可能な調達ワーキンググループ（第18回）

議事録

※議事録では「ワーキンググループ」を「WG」と記載しております。

日時：平成29年12月15日 14:00～17:00

会場：組織委員会虎ノ門オフィス 会議室

1. 本日の議事その他について

事務局：本日の議事については次第のとおり。前半は紙、後半はパーム油について、追加のヒアリングと意見交換を行うこととしたい。

2. 紙の調達基準の検討について

事務局：最初に前回の簡単な振り返りをしたい。その後、追加で1件ヒアリングと質疑応答の時間を取る。その後、別途委員間の意見交換の時間としたい。今回までをインプットとフリーディスカッションの機会と考えており、次回以降とりまとめの段階に入っていきたいと考えている。次回のWGにおいて、今日までの議論を整理してお示しできるようにしたいと考えているので、重要と思われるご意見やポイントについては、意見交換の際に可能な限り出していただけるとありがたい。前回の議論の振り返りだが11月13日のWGで、委員や認証制度のスキームオーナーから、紙に関する課題や業界団体の取組、認証制度などについてご説明いただいた。その際の主な御意見を資料2にまとめているので、簡単に振り返っておきたい。

事務局より資料2に沿って説明

事務局：次に追加のヒアリングを行いたい。最終的にはパブコメも実施する予定であるが、早い段階で外部の声を聞いておくことも重要と考え、熱帯地域の環境や人権の課題に取り組まれているNGOであるレインフォレスト・アクション・ネットワークの川上氏にお越しいただいている。

紙の事例について、レインフォレスト・アクション・ネットワーク 川上 豊幸氏から資料3-1、3-2に沿って説明

事務局：これから質疑応答の時間に入るが、11月のWGにご参加いただいていた森林認証のFSC、PEFCの方にもご出席いただいている。今のプレゼンの内容に関連してFSC、PEFCの方にご質問していただくことも可能としたい。

秋月：これまでのご説明に対して御質問・御意見があればお願いします。

田中：今のプレゼンの中で認証制度に対するコメントがあった。今回認証機関の方にも出席いただ

いているので、各認証機関からご意見を聞かせてもらえるとありがたい。

PEFC 中川：日本国内の PEFC を管理している SGEC からコメントさせてもらう。泥炭地の話や認証機関、認定機関の役割の話があったが、手元のパンフレットを参照してもらいたい。まず、PEFC の仕組みは、パンフレットにあるとおり、「各国の森林認証制度と相互承認の推進」や「国際標準規格 (ISO/IEC) に基づき認証業務を管理」を行うこととしており、森林管理 (FM) 認証規格は、「政府間プロセス」をベースにして作っていることをご承知いただきたい。スキームオーナー、認定機関、認証機関の 3 つの機関が独立した形になっている。すなわちスキームオーナーはスキームを作る、認定機関は認証機関を認定する、認証機関は FM 認証や CoC 認証を審査して認証をする、これらは独立してやっているので、例えば FM 認証や CoC 認証に問題があれば認証機関が判断する、認証機関がその役割を果たしているかどうかについては認定機関がチェックをすることになる。認定機関による認証機関のチェックは認定審査が行われているので、適切に認証行為が行われていない時は認定機関の指導を受けて、必要な正措置を講じなければならない。そういう仕組みでやっている。また、森林管理認証 (FM) 規格は、政府間プロセスをベースにして、その国の自然的、社会的条件、あるいは国内法等を基にして策定している。泥炭地の問題はセンシティブであるが、そういう問題も規格の中に取り込んでサステナブルな森林経営が実行できるように努力をしている。問題があった時には、スキームオーナー、認定機関、認証機関のそれぞれの機関に申し立てていただければ、適切に対応して、直す点があれば直していくという形で信頼を確保するようにやっている。

PEFC 武内：中川よりジェネラルな説明をしたが、先ほどのプレゼン資料で指摘している中で、私たちと認識が違う点があった。NGO として「こう考えている」という点はわかるが、私たちの理解とは違う点がある。例えば、PEFC オーストリアの話があったが、違法伐採と判明した木材があり、この指摘に対しての FSC と PEFC の対応が違うことについて説明されていた。こういう問題が発生したので、現地に行って PEFC も調査した。一社ではなく数社が調査した。実際は NGO が言っているようなことはなかったという報告を受けている。そのためこの件についてはもう少し詳しい報告が必要だと思う。また、この件について、FSC は disassociation をとっており、それに対して PEFC はしていないのではないかと指摘かと思う。先程中川からも説明があったが PEFC はここでは ISO 方式に則っているということを強調させてもらっている。認証機関は企業がやっていることが規格通りかを認証する専門機関になり、認証だけを担う。その認証機関がちゃんとやっているかという能力、技量を計っているのが認定機関になる。FSC や私たちのような PEFC は規格を作って提供するという役割になる。ISO はそれぞれの立場として他に干渉してはいけないというルールがある。そのため PEFC は ISO 方式を執っている以上、認証で問題があった時に PEFC がスキームオーナーとして認証を無効にするということはあるし、やっではないかということになる。こういう仕組みでやっている中で PEFC が何もやっではないと非難されると困ってしまう。もし認証に問題があるのであれば、あくまでも認証審査がおかしいのではということで問題を提起していただきたい。それとインドネシアの件で問題提起したという話もあった。実際に正式なクレームがあれば、PEFC はきちんと決まった手順でやるので、普通は認証がおかしいというのであれば認証機関に対して申立てることになると思う。スキームオーナーは直接そこに介入するのではなく、ちゃんと正式な手続きが取っているかを監視する立場で見ることになる。必要以上に時

間がかかっていたり、何もやっていないということがあれば、確認することはあると思う。私の理解ではいただいたケースも現在調査中だと思う。これは簡単なことではなく、短期間で結論が出るようなケースではないと思う。いくつか PEFC に関する話が出たので、とりあえず気がついた点についていくつか説明させてもらった。

FSC 岩瀬:川上氏の説明資料の中で 5、6 ページあたりの話が大きな違いかと思った。FSC と PEFC の対応がなぜ違うのかということが気になってくると思う。PEFC から ISO 方式に則っているという話があったが、そもそも FSC の立ち上がりは世界の森林減少をいかに抑えていくのかということミッションに掲げながらやっている。そういう意味でパフォーマンスをしっかりとこの認証で出していけないと駄目だという認識に立ってシステム設計をしている。当然 ISO 方式の独立性をどう保つのかということについては注視しているが、ISO はプロセス型の認証なので、その手続きが適正にやられているのかを見ている。そのプロセスが十分確保されているからといってパフォーマンスが確保できるかはわからない。手順は十分かもしれないが実際に減少が起こっていたり、問題が起こっているということが是正できないのでは駄目だろうという認識に立ち、FSC の場合は活動している。例えば認証機関の認定の場面で、FSC の場合は独立の認定機関 ASI がやっている。ASI は FSC の内部団体だった時代もあるが、今は完全に独立してやっている。実際、認証機関がどういった認証をやっているのかということ抜き打ちで監査をしているが、その監査員は森林の事をよくわかっている者がやっている。つまり FSC が求めるようなリスクが排除されているのかを見ている。当然プロセスもしっかり見ていくし、そういったパフォーマンスが満たせているかどうかも見ている。こういったやり方が全体に行き渡っている。そういうこともあり、スキームオーナーであるが、オーストリアの例のような対応をしている。この例のように東欧では違法伐採が問題視されている。FSC の管理木材という形で流入したわけではなかったが、**policy for association** という要は同じ企業について認証でやっていることが適当であっても、認証以外でやっていることがいい加減であればアウトになってしまうという方針に基づき、**disassociation** した。そういう意味ではしっかりとパフォーマンスが発揮できないような、もしくはそれに逆行するようなことをやった場合には、まずい状態をずっと続けるのではなく、予防原則を働かせて一旦 **disassociation** する。その上で戻ってきたいのであれば、ちゃんとこういうプロセスでここは戻した、是正したということを示すようお願いしている。一方で、単に FSC から出ていきなさいというだけでなく、戻るためにはどういうプロセスを踏まなければいけないのかということも同時並行で話し合っている。それで全体として森林の問題が発生しないような形をとっている。独立性、プロセスといった話はあるが、FSC の場合はそこを踏み込んで、森林の問題はパフォーマンスが発揮できないと駄目だという考え方で制度設計をしている。その違いが FSC と PEFC で少し出ているのではという認識を持っている。

小西 :川上氏に具体的にどういったケースがあったかということをお話いただきたい。というのは PEFC は相互認証であるので、SGEC がしっかりしていることは当然わかる。はっきり言えば先進国側の PEFC はきちりしていると思うが、国の統治自体が行き届いていない国の認証はどうか。先ほどの説明で RAN の主張と食い違っているという話があったが、WWF インドネシアも 2015 年の段階で既に PEFC に承認されている IFCC に対して、懸念を示している。保護価値が高い森林を転換し、泥炭地火災を起こしかねないような開発を進めていて、そ

れが実際に PEFC の審査をする過程においても認識はしているが、結局はそのまま放置されて PEFC 認証を取得したままということに対して大いなる懸念を表明している。そもそもこういったステークホルダーの間で意見が異なるようなリスクの高いものを東京オリンピック・パラリンピックに入れてよいのかとも思う。川上氏に具体的などういったケースがあり得るかということをお話してもらいたい。

川上 : IFCC 認証のものは実際に日本に来ている。オーストリアの件は木材の話になる。ただ構造的には同じなので今日紹介させてもらった。紙関係だとインドネシアの紙がリスクが高いと私は考えている。この件についても FSC は disassociation しているが、PEFC では認証されていて、小西委員の言うように見方が分かれている。政府の規制、泥炭地保全規制に違反をしている。11 ページに示しているが、基本的に泥炭地を開発する時に水を抜き、その後乾燥させて植林を行う。ただ問題なのは泥炭地は土の中に炭素がたくさん溜まっているので、水を抜くと水の中に溜まって埋まっていたものが出てきて、空気に触れることで二酸化炭素やメタンが発生してしまう。地球の火薬庫と呼ばれるところを開発していることになる。この 2 大グループが植栽しているところの 60% は泥炭地であると報道では言われている。既に植えている所は仕方ないと思う。ただ、泥炭地について既に植えているところは回復する、新たな泥炭地開発はしてはいけないという規制が去年から導入された。その中でこの 2 社は新たに開墾して問題になった。もう 1 点は 2015 年にインドネシアで山火事が起きて問題になった。この時も泥炭地が非常に重要な場所になっていて、その一つの企業の泥炭の土地が燃えてしまった。火災跡地は本当は開発してはいけない場所だったが植えてしまった。周りに植林地があったので一緒に植林しまったことで、事実上天然林を植林地に転換してしまった。そういった報道が今年あり非常に問題になっているが、PEFC はそれに対してあまり対応はしていない。もちろん政府は木を抜くようにといった勧告をしたり、新しい法律ができたのでそれに対して泥炭地保全計画を出してほしいといった対応をしている。計画は今年の秋に提出があったが、いろいろとすったもんだがある。もう 1 つは土地紛争がある。企業が国の許可を受けた上で開発することになるが、開発をする上で地域コミュニティに対して協議をしなければいけないし、村を外さなければいけないというルールがある。ただインドネシアは法律の実施面で弱い部分があるため、書類上は許可が下りているが、実態としてはやっていなくて後で揉めることになる。企業は許可が下りたとして植林をしているが、住民側からすると、きちっとした協議が始まらないまま植林が進み、自分達の山が取られ、ひどい場合は追い出されるというケースが今まであった。今はそこまでひどいケースはないが、十数年くすぶっている土地紛争が歴史的にあり、この 1 社のケースでは数百件と言われていて、その対応が非常に問題になっている。そういう意味で先住民族を含めた地域住民との紛争がある。PEFC も基準の中では国際連合の先住民族の権利宣言や ILO の原住民及び種族民条約に則り権利を確認するようといった事は書かれているが、実態は則っていてもうまく権利関係が確認できない場合は participate してくださいとなっており、その部分が認証機関の解釈レベルで抜けたり、そもそも紛争事例を認知していない、すべてを洗いざらい調べるとのことまでやっておらず、抜けている場合がある。抜けると問題ないということでスルーして通ってしまうことがある。土地紛争であるが私たちが指摘している苦情のケースでは、合法性の話と社会的な権利問題の話で苦情を出している。これについてはこれから調査が始まるところで、これがどうなるか今

後推移を見て考えたいと思っている。こういった話が1か所ではなくて、全体では数百件起きてる。こういったリスクな場所を認証していることに疑問を感じている。SGECも先住民族の権利問題があり、北海道が非常にリスクな地域と考えている。北海道以外の部分はそんなに懸念はないが、北海道は先住民族の権利の観点から懸念が残っているし、PEFCも相互承認する時にアイヌ協会と協議をしていることを条件にPEFCと相互認証しているので、今はそこがまだクリアされていないと聞いている。グリーンピースが出しているレポートで大丈夫じゃないかと思われている国でも各国で先住民族の問題があったりするので、一概に全部大丈夫とは言えない。一つひとつ見ていかなければいけないと思う。

河野 : 先ほど今考えうる8つの評価基準に加えて企業グループを評価するという事に言及されていた。言及されていることについては理解するが、例えばサプライヤーに関係する企業グループを選別することで入口が狭くなってしまう可能性はないのか。紙にしてもこの後検討するパーム油にしても、日本でこういった考え方で広く社会の中に浸透していくことを考えた場合、入口を厳格にするという考え方はわかるが、そういったことでその先の流れに関して何らか影響がないのか教えてほしい。

川上 : この観点はリスク管理になる。問題なのはどのレベルで線を引くかということだと思うが、あまり広げると河野委員の言うとおりの問題がある。あるいは非常に厳しくてあまり広がらないということにもなる。その中でどのあたりで線を引くかということになるが、パームも同じような形になるが、私たちが紙で提言していることは現地の生産に関わる主体の紙会社のグループを対象に考えているので、そんなに広がるのかという印象を持っている。紙が作られるまでの工程全体が一体となっていてどうしようもなくなってしまうが、その後どのように戻すのかと聞かれるとリスク管理的に考えているのでわからない。もちろんそれがメッセージとしてやばいんだと思って改善してもらおうぐらいの事しか思いつかない。

秋月 : 質疑応答の時間はこれまでとする。川上氏におかれてはヒアリングへ御協力いただき感謝する。ここからは、前回及び今のヒアリングも踏まえて委員間で意見交換する時間とする。

上河 : 古紙の利用について。前回も話をしたが日本の製紙業界はなるべく古紙を使うということで、現在2020年までに65%にするという目標を持って取り組んでいる。現状で64.3%くらいの領域になっている。そういうことでいくと古紙を優先的に使うという方針は非常に良いと考える。ただ先程のプレゼンテーションにあったように75%や100%といった具体的に数値を示すことが良いのかという点については疑問を持っている。過去に古紙偽装問題というのがあり、この時はコピー用紙の古紙利用率100%という基準がグリーン購入法にあったが、その基準が非常に厳し過ぎたということもあり、逆に表示の不正問題が起きてしまった。現在は古紙の利用率は70%となっている。そういうこともあるので、なるべくたくさん古紙を使うように努力するという形にした上で、残りの部分についてはきちんと持続可能性が確認できた原材料を使うという形にしてもらえばよいと思う。もう1点は森林認証についてだが、これについても我々としては持続可能性を確認するための一つの非常に重要なツールだと考えている。そういう意味で、我々は日頃からFSCともPEFCともステークホルダーの立場でいろいろと意見交換をさせてもらっている。FSCもPEFCも非常に一生懸命この問題に取り組んでいただいているので、そういう意味で持続可能性を確認する一つの手法として森林認証を活用することは非常に有効だと思っている。過去のロンドン大会でもリオ大会でもFSC、PEFC

はどちらもそういった手法として認められていたので、同様の扱いにしてもらえればよいと思う。製紙連合会の場合は森林認証だけで持続可能性を判断しているわけではなく、それ以外にもいろいろと現地の状況であったり、情報を収集してリスクアセスメントして、さらに必要であれば追加の情報を集めたりといろいろな手法をとっている。森林認証だけで判断することではなくて、全般的な取組みとしてやっていきたいと考えている。今般クリーンウッド法が成立し、日本で使われる木材については、すべて合法性を確認しなければならないということになった。その際に合法確認のデューディリジェンスをするということが法律で決まっている。製紙業界もこれに基づいて製紙業界の独自のデューディリジェンスマニュアルを作った。各製紙メーカーでこれに基づいてきちんと確認するという手法をこれから取り組む方向で進めている。その中では森林認証も一つの方法であるし、それ以外にも現地の情報をサプライヤーから入手したり、必要に応じて現地確認を行うことをやりながら総合的に判断した上で大丈夫と判断するので、そういった手法も認めていただければと思う。

黒田 : 何点か意見を述べたい。これまで、どういう要件が満たされていれば持続可能性なのかということ判断し、そして例えば A という認証が大体カバーしていれば、それを取得することが担保方法の一つになるといった考え方をしてきたと思う。持続可能な紙の調達に関しても、認証ありきではなく、どういう要件を備えているべきかという議論をもっとしないといけないと思っている。川上氏からもいくつか提言が出されていたが、木材の調達基準を見ると、まず要件があって、FSC、PEFC、SGEC の認証材については適合度が高いので原則認め、認証材でない場合は、ちゃんと証明することという書き方がされている。仮に紙の要件に「泥炭地」を入れた場合に、A という認証ではそこまではカバーされていないので別の担保方法が必要だといった議論の展開になっていくのかと思う。川上氏も言っていたように、認証は完全なものではないということは認証業界でもずっと言われてきている。認証が何を担保して、何を担保していないのかということをしかり見る必要があると思う。これは個人的な意見になるが、FSC と PEFC で意見が異なっているものがあるということが具体事例として示されたが、意見が異なっているというものの取り扱いはかなり注意が必要と考える。どちらかの認証を取っていればよいということではなく、もしそこに疑義が示されている問題があれば、苦情処理のしくみを使うまでもなく、調達の入口の段階でチェックする仕組みを設けることが必要なのではないかと思う。企業レベルでの評価の導入について、川上氏の説明と私の理解と合っているかはわからないが、2年くらい前に調達ワーキンググループの中で企業自体も見る必要があるのではないかという議論があったと思う。ISO20400 の中では物とサービスだけではなく、事業体自体も見ることが書かれているが、そのときは、調達コードでは事業体は見ないという話だったと思う。ただ事業体自体を見なくて本当によいのかということ気になる。この間、世の中がすごく動いてきていて、こういったことに関していろいろな基準が作られている。こういった議論をもう一度する必要があるかもしれないと思った。

金子 (深津委員の代理) : 紙の基準と対象範囲について意見を述べたい。第 16 回調達 WG での GPN から提出した資料として GPN で作っている印刷・情報用紙グリーン購入ガイドラインの紹介をさせてもらった。ここではまず古紙パルプを多く使い、その次にバージンパルプを使う場合は、原材料の産出地の法律を守っていることと持続可能な調達がされていること、という基準になっている。それに加えてグリーン購入法でも認められているが、間伐材や木材以外の資源

を使った未利用材も原材料として認めているので、これらも対象に加えてはどうかと思う。品質に関する環境配慮について、白色度がかなり高くないことも文言として入れている。例えば口を拭く紙ナプキンだと必ずしも真っ白である必要はないので、例えば漂白工程を省略したクラフト用紙のような自然の色のもので十分なので、こういったものも盛り込んでもらえたらと思う。対象範囲についてだが、オリンピック・パラリンピックということでいろいろな印刷物や賞状、チケットなどいろいろな紙があると思うが、包装紙であったり紙袋も対象に加えていただきたいと思う。ティッシュ、トイレットペーパーなどもあるが、これらは再利用できないものになるので、グリーン購入法でも古紙 100%が基準になっている。対象範囲についてどこまでを入れるかについては他の委員の意見も聞ければと思う。

金内 (湯本委員の代理) : 対象範囲について意見を述べたい。経済産業省では伝統工芸品を所管している。この中には美濃和紙や越前和紙といった伝統工芸品に認定されている和紙もある。2020年の東京オリンピック・パラリンピックについては日本の素晴らしい伝統工芸品を PR できる絶好の機会であると捉えているので、基準を検討する際に和紙を排除するような基準にならないようお願いしたい。

上河 : 木材以外にも竹がある。竹は今増え過ぎてしまって生物多様性などいろいろな問題になっている。こういった竹を使ったパルプで紙を作っているものもあるので、そういったものも範囲に加えてもらえればと思う。

河野 : 私も対象とする紙製品について意見を述べたい。この基準はオリンピック・パラリンピックを目指してということになるが、実際は既にオリンピック関連でポスターなどいろいろなところで紙製品が使われている。なるべく早く検討を進めてもらい、事前に使われる紙に関してもなるべく今回の基準に盛り込まれる持続可能性が反映されるような形で対応していただきたい。大会をゴールに考えて、まだまだ時間があると思っているとゴールにたどり着いた瞬間にオリンピック・パラリンピックは終了になってしまう。大会から先が本番とも思っているが、紙に関してはこれから勝負だと思っている。これからの時間を有効に使えるようになるべく早く合意を取ってそこに着手してもらいたいと思う。

秋月 : 私から上河委員に 2 点確認したい。今和紙や竹の話があったが、以前、輸入材料としては 9 割以上認証木材がある一方、国内産の木材は認証材があまりないという話をされていたと思う。国内材で認証を取っていない場合、どのように基準の中で持続可能性を担保すればよいのか。また、すべて認証材の紙を使おうとすると価格的にどのくらい影響が出るのかお聞きしたい。

上河 : 今話があったように国内の場合はまだ認証の材料はなかなか出てこない状況にある。ただ、国内材料であっても、FSC や PEFC の森林認証紙を作る過程で管理木材としてきちんと確認をしているので、そういうところでは持続可能性をきちんと担保できると考えている。それ以外にも現地確認や、デューディリジェンスについては国内材でもしっかりやっているの、そちらで見てももらえればよいと思う。価格の面については森林認証をやる場合は確かに手間や認証費用がかかるので、本当は非常に高くなるはずだが、現実の市場ではほとんど価格差なく流通している。残念ながら消費者の方で環境に配慮した場合に高いお金を払っても買う、といったところまで日本はまだ進んでいない。認証を使ったからといってそれほど価格が高くなるといったことはない。

小西 : 黒田委員の意見に関連して述べたい。持続可能性を守るための要件を決めて、基本的に認証を取っていればそれを満たしていると考えるといった形で今までの調達コードの議論が進んできた。ただ、木材の時は、その時考えられる持続可能な要件を考え、最終的に認証はどちらも排除するわけにはいかないということで両方入り、苦情処理システムがあるから何かあった時にはそれでカバーできると思った。ただ実際に既に木材も新国立競技場の件で非常に問題のサラワク材が入ってきていて、既に海外の NGO もそれを問題視している。その轍を踏まないためには紙もコードとして入っていることは重要であるが、この認証ならば基本的に満たしているということではもはや間に合わないのではないかという強い懸念を持っている。特に紙の場合には既にステークホルダー間で見解の相違があるような事態があり、それが調査中ということでオリンピック・パラリンピックが終わるまで持ちこたえるということとはほぼ不可能なので、最初からそういうものを排除するような調達コードの中身を作らなければならないのではと思う。手島局長が最初の挨拶で東京オリンピック・パラリンピックを持続可能性で一番にするために委員の皆様にご協力をいただきたいと言っていたが、このままいってしまうと持続可能な調達コードは単なるオリンピックを使ったグリーンウォッシュコードになってしまうと懸念している。そうならないためには紙とパーム油の場合は、木材で学んだレッスンをここで活かして、どうやったら統治が利かないものを排除できるかを考えたコードが絶対に必要だと思う。

黒田 : 先ほど木材の基準について言及したが、これも改定する可能性はあるのか。必要なので急いで作ったということもある。現在、個別基準として紙とパーム油を議論しているが、調達コード自体第 1 版で改定があり得るように、既にできているものでも、例えば何か問題があった場合は一部改定することを検討した方がよいと思う。

事務局 : ご指摘の点は検討したいと思う。

小西 : なお、未利用材でも持続可能性は検討するべきではないかと思う。

田中 : 和紙についての発言があったが、紙の場合、日本の伝統文化を PR していくための機会として使用するということもあるので、使用の目的に照らして、場合によっては数量的なものも考えながら、どのように調達できるのかを整理する必要があると思う。

秋月 : これまでの意見を踏まえて、事務局で次回の WG に向けてポイントの整理を進めてほしい。

3. パーム油の調達基準について

事務局 : 最初に前回の簡単な振り返りをしたい。その後、追加で 2 件ヒアリングと質疑応答の時間を取る。その後に意見交換の時間としたい。紙のときと同様、今回までをインプットとフリーディスカッションの機会と考えており、次回以降、とりまとめの段階に入っていきたいと考えている。次回の WG において、今日までの議論を整理して、基準の対象や、要件になり得る要素、認証を含めた確認方法などのポイントをお示しできるようにしたいと考えているので、重要と思われるご意見やポイントについては可能な限り意見交換の際に出していただけるとありがたい。前回の議論の振り返りだが、12月4日のWGで、3つの認証制度のスキームオーナーからご説明いただいた。主なポイントを資料4にまとめているので、簡単に振り返っておきたい。

事務局より資料4に沿って説明

事務局：次に、ヒアリングを行うが、その前に特別委員の永田委員からの御意見をご紹介しておきたい。本日もご都合がつかずご欠席だが、検討に当たっての視点についてコメントをいただいたので紹介する。

「アブラヤシ・パーム油の生産現場の労働環境に関しては、確かに様々な課題・問題があるものと思います。ただ、マレーシア・インドネシアの巨大な産業として現実に機能しているのであり、漠然と、ある問題が産業全体に蔓延しているのとらえるより、どのような問題・課題がどのようなタイプの生産現場あるいは労働者においてより顕著にみられるのか、丁寧にみるべきだと考えます。また、そうした問題が、パーム油産業特有の問題なのか、マレーシア・インドネシアのあるタイプの生産現場において共通してみられる問題なのかといった点にも注意が必要でしょう。アブラヤシ・パーム油の生産現場といっても、国有企業や国家的な機関・民間企業の大農園と中小企業のそれとの違い、正規社員と契約社員の違い、大農園の労働者と個人農園の労働者の違いといった点があります。またマレーシアでは、アブラヤシ・パーム油の大農園の労働環境の問題は、外国人労働者の労働環境の問題という側面が強いでしょう。インドネシア国内でも、他州からの移住者が中心の生産現場もあれば、地元住民中心の生産現場もあり、労働者自身のアブラヤシ生産や労働条件に対する考え方も大きく異なります。繰り返しますが、アブラヤシ・パーム油の生産現場の労働環境の諸問題に適切に対処していくためにも、どのようなタイプの生産現場に、どのようなタイプの問題が生じやすいのかという点をしっかりと見極める必要があると考えます。」

次に追加のヒアリングを行いたい。以前のWGで、人権関係でヒアリングを希望する御意見があったことを踏まえ、2つの団体にお越しいただいている。1人は紙の回でもお願いしたレインフォレスト・アクション・ネットワークの川上氏である。もう一人、BSRの永井朝子氏にお越しいただいている。それぞれ15分でプレゼンをお願いしている。その後、質疑応答の時間を取る予定。

- ・紙とパーム油の事例について、川上 豊幸氏から資料3-1,3-2に沿って説明
- ・パーム油サプライチェーンにおける労働・人権について、BSR 東京事務所 永井 朝子氏から資料5に沿って説明

秋月：これまでのご説明に対して御質問・御意見があればお願いします。

齊藤：お二人の話を聞いて、現地の実情を押さえているのかなと思う。RANの川上氏に伺いたい。結局、POIGをととても評価されていたが、POIGは、RSPOの一つのフレームの中にあるのではないか。

川上：POIGのメンバーになるには、RSPOのメンバーで、それなりの実績を積んでちゃんとやっていないとなれないので、RSPOの一環ではあるが、RSPOが主導してやっているわけではなく、RSPOメンバーの中の企業とNGOが自主的に進めているイニシアティブになる。

齊藤：今回、RSPOに対してもMSPOに対しても、労働問題、土地紛争等が深刻になっている中

で、どうなのかという問題点を指摘されているかと思うが、RSPOについては問題点を指摘しているが解決方法があるという説明に見える。一方で、MSPOについては、政府自らが不正をやっているといった説明に近いものであったが、これは、第15回WGでのRSPOからの説明のそれと、かなり近かった認識と思う。私はどちらが良いというのはなく、RSPOがこれまでの努力でデファクトし、しっかり対応してきたことを評価しているが、さらにそれにMSPOが一生懸命追従してレベルを上げてきているということを現地調査等を通じて確認している。強制労働の問題と確認手続きの問題についても、すべて確認させてもらった。労働については、日本もそうだが自分の農園で跡継ぎにある程度しっかり働いてもらうように、労働が極めてアジア的なために、西洋の基準だと難しかったりする。また、確認手続きもRSPOもMSPOもいろいろやっているが、MSPOも確認手続きをだいぶ変えてきている。MSPOは、政府系関連企業が多数先行しているとの指摘については、最終的にはこういった枠組みは外して、すべての農園・企業について対応していくとしている。特にRSPO認証を取っている企業もすべて組入れていくと言っている。前日も発言したが、こうした事態を静態的に見るのではなく、動的なベクトルで見るべきではと思っている。私はどちらが良いという立場ではないが、両者ともに評価すべきといった感想を持った。もしコメントがあればお願いしたい。

川上 : RSPOに対して追従という意味ではおそらく追従だと思う。ただ一定の何らかの対応をしないとまずいと思う。何も無いといろいろな情報が行き渡ってしまってパーム油産業自身が非常にリスクの高い業種であることがわかってしまったので、国として何らかの対応をしなければいけないということはあると思う。RSPOと同じようなレベルだと言われるとそれは全然違うと言いたくなる。まず基準で入っていないのが強制労働だと見ている。そこは非常に問題があるので、なぜそれが入っていないのかというのが大きな疑問に感じている。それができないからという理由では話にならない。マレーシアは政府自身が新しいILOの国際条約のところにも批准していないみたいなので、いろいろな背景があるかもしれないが、とにかく基準自体が少し弱いのは、現状を見るとそれに対応しないというように見える。それはまずいと思う。逆にFPICの規定はちゃんと入っているのですごいと思う。ただ実態は先ほども懸念を表明したが、土地紛争も蔓延していて、ISPOにも入っているのに入れていくということだと思うが、記録だけだとチェックが弱い。その記録をどこで取ったかについて、脅して取ったのか、本当にFPICで自由な環境の中で取ったのかわからない。そういうことになるともっとちゃんとフォローしないと確認できないと思うが、それが入っていないということは逆に疑ってしまう。土地紛争が蔓延しているところでなぜ記録だけでよいのかと思ってしまう。むしろそこをもっと強化してやるんだとなればわかるが、そこは疑問に思ってしまう。そういう意味では前よりは良くしようとしているのはそのとおりだと思うが、これからまだ時間がかかると思う。MSPOもこれから2019年12月のギリギリ間に合うくらいまでにやると聞いているので、労働問題を考えるとそんなにこの問題は簡単に解決しないと思っている。個々の企業はマレーシアの中の企業でも既に問題点を指摘されている企業は逆に対応を始めている。叩かれている企業は逆に対応しなければいけないということで対応を始めているが、それ以外のところは実は逆によく見えていないので大丈夫かという懸念を持っている。やっていると言っても実はやっていないこともあるのでそこは微妙な線であるが、そういう意味では私はMSPOはまだ非常に懸念を持って見ている。

井上 : ご指摘のとおりマレーシアとインドネシアは、彼らの過去 10 年間の状況と世界の現在の CSR の常識を比べると、いろいろな問題があるのはそのとおりだと思う。その時期に私も現地にいたので認識できているが、一方では先ほどの御説明の中で状況の把握が最新のものになっていないのは、前回の MSPO の説明の通り、過去から指摘されている問題があるので、法律で縛って規制を強化する事で、状況が改善していると明言していた事である。実質的に動き出すのは、この法律発動に合わせて、RSPO の参加企業については来年の夏、その他の大きな企業が来年末、そして 2019 年の末には全部を対象にしようと動いているのは事実である。政府は事業者やいろいろな方に指摘されて、真剣に動きだしたものだ。昨日、マレーシアの大臣に会う機会があった。この件で、政府として国全体のサステナビリティを高めていくと明言、コミットしていた。もちろんこれからパフォーマンスも見なければいけないが、法制化が出来たので来年から取り組む為の予算化を進めていると言っていた。これらの動きに対して、我々委員会として納得できないところがあれば、質問状を出して、ここが悪いとか、この部分はどうなっているのか、と追求していき、納得ができなければ認証対象から外せばよい。この様なサステナビリティを高める為の前向きな方法でやっていかなければいけないと思う。先程の御説明の中で、アルバイトみたいに時間労働をしている人も結構いるとの話があった。時間給の人についてはマレーシアの法律で時給最低いくらと決まっている。ただ、そういう人たちに対してどのようにコントロールしていくのかをマレーシア政府、もしくは MSPO に対して、判るように説明してほしいと要請すればよい。ただ批判するだけで終わらずに、相手の状況を確認した上で、駄目な所は指摘しないと何も良い方向には動かないと思う。

勝野 : 資料 4 で前回の振り返りの概要があった。前回のヒアリングで RSPO よりも高いレベルを求めた認証として RSPO NEXT が紹介されていたが、それはクレジット制度のみということだった。先程の説明の中ではクレジット制度について特にコメントがなかったが、何かあればコメントをお願いしたい。

川上 : クレジットのみとなると辛い。クレジット制度は結果的に違うものが来ていてもやっているとみなすということになる。もちろん現場は良くなるが、物の調達コードとしては物足りない。私は RSPO NEXT はあまり詳しくないのでそこまでは知らなかった。

秋月 : では、これで質疑応答は終わる。川上氏、永井氏のヒアリングへの協力に大変感謝する。ここからは、前回まで及び今のヒアリングも踏まえて、委員間で意見交換する時間としたい。

齊藤 : 前回のヒアリングについて事務局が取りまとめた資料 4 の中で、MSPO はマレーシアのための認証制度なので、日本に入って以降は日本の制度によるといった内容が書かれていた。本件は、宿題のようになっていたので、ここで井上委員から日本の商社の立場として国内流通についてコメントいただきたい。

井上 : 私のコメントは書面で委員の皆様にも配らせてもらった。個人的な意見もあるが、今まで出席させてもらった中で私が感じた部分をコメントさせてもらった。まず、オリンピックは、参加することに意義があるという基本精神があるので、国として制度の募集に参加したいと手を挙げていけば、参加希望に対して参加標準基準に満たない所を具体的に明確に指摘しないまま、我々だけの一方的な判断で排除するべきではないと危惧している。我々が改善を求める場合にはその最低線を言い切って、相手方の状況が国際常識とかけ離れているのであれば、駄目だと言われても相手は納得すると思う。逆に国際常識に合うことを言うのであれば、参

加させてあげないといけないと思う。サステナビリティの認証ルールを決める時に、前回の二国のプレゼンで説明された内容には、国際 CSR の視点が全て含まれているので、ルールの中に具体的項目としても入れられていると思う。さて、この中で特にコンプライアンスの部分が一番大事だと思うが、国が推進する制度であれば、コンプライアンス違反になる場合、これを守ることができない人たちは自動的に制度として認証の対象外にされる。次に経済持続性も重要であり、経済性を維持できるようなルールを設定してあげないといけない、と思う。日本の消費者や業界全体の社会的コストの増加を齋藤委員も気にされているが、そのコストなど部分を下げる努力をしなければいけないと思う。昨日会ったマレーシアの大臣から説明があったが、マレーシアは 65 万人の農民がいて、家族全部を含めると 300~400 万人いると思われる中で、この人たちが RSPO の加盟料が高くて参加できずに困っているとのことだった。この様な背景があるので MSPO を立ち上げて、彼らのサステナビリティを教育する事で全体のレベルを上げていかないといけない。参加費用が払えず、それが理由で売れないといった理由で、彼らが収入を失ってしまう、あるいは離農してしまう事はあってはいけないとのことだった。65 万の農家や 300~400 万人の人が離農してしまうと、国としての経済サステナビリティが保てない。国際基準に合ったものを求められているのであれば、国として農家全てを対象にやるという説明があった。実際どこまで進められるか、2019 年末に 100% 農民全員に教育ができる事は、いまだ目標である。ただ、お金を出す覚悟で強い姿勢でやると言う方針を否定して、STOP させてるのは持続可能性を持続的に追及する姿勢ではなく、方針としてはまずいと思う。実際マレーシアはクアラルンプールと田舎で大きな格差がある。その格差を縮めることがサステナビリティを世界基準に近づける方法であると、パーム庁も経済大臣も認識している。逆に背中を押していかないとマレーシア全体の経済持続性が上がっていかないと考えている。アフリカの国などは逆の方向に行っているように見えるが、アジアの国は自律できると思うので、パームのサステナビリティを高める為にサポートしてあげなければならないというのが私の意見。前回受けた御説明で気になった点について、RSPO で農民に 500 ユーロを課すという説明があったが、500 ユーロは年間で 6 万円になる。マレーシアやインドネシアは農民には月収 1~2 万円の人も居り、これでは 6 万円は払えないと思う。今度は RSPO への質問になるが、2000 ユーロと 500 ユーロに分けたのはどういう基準で分岐点を考えたのかを知りたい。500ha を 1 つ基準にしていたかと思うが、なぜそうしたのかを知りたい。また、500 ユーロの線引きだけではなくて、農民の規模に応じてもっと小さな金額にしてあげないと、加盟できなかつたり、RSPO に加盟したことで生活が苦しくなる。加盟しないが為に認証油が売れず、いずれは離農してしまう農家が出て農業生産の持続性が失われてしまうので、大変に心配している。次に齋藤委員から私にコメントを求められた点について。前回の会議で MSPO と ISPO は国内だけなので、日本での物流管理はどうするという質問があった。この件は認証制度の内容についての議論にとどまらない。まず、認証油であることを輸入通関時に輸入者が確認する事から日本の物流管理が始まるが、その後、オリンピック・パラリンピックで使う人達に認証油であることを明示するのであれば（また他の一部が国内に流れるのであれば）、日本の表示ルールに従わないといけないと思う。さもないと法律違反になるかもしれない。表示ルールに沿ったやり方をしておかないとまずい事を提出書類にコメントとして記載した。RSPO も ISPO も MSPO もいずれであっても、我々物流業者と製造メーカーが、認証

されたものを間違いなくお客様に届ける為に、特に末端に行けば行くほど細かなロットになるので、間違いが起らないようにさせないといけない。誤表示や嘘が起こったりして消費者に不利益を与えてはいけない。そのため日本のルールに沿った動き方をしないといけない。あまり気にしていなかったが、この国内の管理については、既に非遺伝子組換え大豆で、物流管理についての既成ルールがあり、過去 17 年の実績があるので、それと同じ仕組みを業界として作れるはず／作れば良いと思っていたからである。どのような認証制度になったとしても、海外で認証がとれたロットに対して、輸入者が認証の証明書を入手して内容を確認し、輸入通関の後に国内管理となるので、後は日本のルールを守る事によって国内の管理体制は確立できる。今回の WG でルールを確認すれば早急に体制整備をできると思う。もちろん業界全体に通知してやらせなければいけないわけだが、業界としてはどういう動きをすればよいのか組織委員会に確認が取れないと現場では動けない。それは、たぶんできえると思う。一方では、証明書が付いていない輸入ロットに関しては、遺伝子組換え原料の物流管理の既存の規則を参考にすると、物流管理をされていないものが日本にきた形になるので、海外からの証明書と輸入通関する油が一つ一つで対応できていない。国内物流管理の出発点である輸入者から管理の証明書を出す事ができない為、国内のお客様も物流管理が出来ないという問題になる。少なくとも現物の通関とかけ離れた形の認証油は今回の日本でのオリンピック・パラリンピックのシステムに採用出来ないと思う。あるいは法律上の疑問点を全て確認しておかないと動けない。この点からすると、クレジット方式について先程他の委員から御説明があったが、私も同意見である。クレジット方式では、輸入通関の時に当該ロットがインボイスに記載されていない為、現物の対価を示すものにはならず、輸入消費税も払っていないので、海外への輸入の実体から離れた別個の送金という事になるので、いわゆる寄付に近いものになってしまう。そうすると寄付としての税の取り扱いも確認しないと、組織委員会としては認めるべきではないと思う。最後のポイントになるが、前回の検討会にて透明性について指摘があったが、私は時間がなくてコメントができなかった為、提出した書類に書かせてもらった。簡単に言うと RSPO については買付交渉をする時の価格が、どういう理由でこの値段になるのか構造的に未だにわからず、透明性が解消できていない。実際商社が交渉を行う時に、MB のプレミアムが 30 ドルや 50 ドルと言われ、なぜそうなるのかと疑問に思ったとしても、認証油が一つしか認められていなければ、適正価格との比較検討をできないまま、買い控える事も出来なくなってしまう。これは、日本の需要者にも消費者にも決して公正な状況ではない。公正な価格で買おうと交渉をする者にとっては、プラスチックが溜まっている。また、前回の WG の検討会で、ブランド価値だからプレミアムの値段を構造が判らなくとも仕方がない、という御説明があったが、この考え方はおかしいと思う。ブランドという事であれば、良いものに付けられる高い値段を、買う側が幾つか比較して吟味する選択の幅があつてこそ、ブランドのイメージや価格が決まってくるので、一つだけしか制度として認めない事になれば、それはブランドではなくなってしまう。買手の全てが喜んでその金額を払うのであれば、その価値を認めていることになるが、実際はその価値をもっと低くと考えている人もいるので、色々な選択肢を消費者に与えていかなければならない。輸入買い付けに責任を持っている我々業界としては良いものを公正な価格で国内に提供する使命を果たせなくなる。

小西 : MSPO と ISPO、RSPO も含めてそれぞれキャパビルをしている最中というのはわかる。RSPO 自体もまだ足りないところがある状況。スタティックに見るのではなく、ダイナミックに ISPO も MSPO もキャパビルをする最中であるということは十分わかる。実際 WWF マレーシアでも政府と何度か底上げするような取り組みはしている。しかし、ここは東京オリンピック・パラリンピックの持続可能性委員会の場であるので、キャパビルの場ではなく、オリンピック・パラリンピックの持続可能性をいかに確保していくかということに焦点を当てて話し合うべき場だと思っている。もちろん MSPO、ISPO も基準を満たすものになっているならばオリンピック・パラリンピックで使えばよいと思う。でも今の段階では既に木材や紙のケースでもわかるとおり、国の統治がどこまで利くか疑問である。実際にこれだけ問題が起きている中で、それがキャパビルをしている最中だからということで認めるというのは非常に危険だと思う。もちろん強制労働について MSPO がうまくやると言っていたが、もともと強制労働は MSPO で見なくても国の法律としても違反のはずである。それがまだできないところをとっても非常に国の統治自体に疑念が生じてしまうのは今の段階ではやむを得ないのではと思う。調達コードをしっかりと作った上でこの認証はというやり方だけでは有効ではないんだと思う。ですのでそれぞれ調達コードの中にそういったまだリスクの多いものが入らないような文言を入れてくることが非常に重要だと思う。先程黒田委員も言っていたが他の認証制度で断絶、またはサスペンドを言い渡された企業は入れない、あるいはいろいろ他にやり方はあるかもしれないが、そういった形でしっかり厳格に調達コードを入れて東京オリンピック・パラリンピックは本当に持続可能性を担保する調達コードを作るんだということを明確にしない限り、先ほども述べたが問題のあるものをグリーンウォッシュする調達コードになってしまうのではないかと懸念する。

河野 : パーム油の検討が始まって、前回も関係者のプレゼンテーションを伺って、私たち国民はパーム油という製品の背景をほとんど理解していなかったんだということを改めて感じている。東京オリンピック・パラリンピックに関して言えばパーム油はスタートラインであってゴールではない、そのような位置づけでぜひ調達基準を考えていただければと思っている。先程の話を伺っても環境的リスクであれ、社会的リスクであれ私たちは気づいていなかったことを実感している。多くの日本国民は私以上にこのことに気づいていない。そのことを確認する場にしてほしいと思う。認証の正当性や実効性について先程から話に出ている。完璧はないということもよくわかるし、この場というのはそれぞれのシステムの優劣を判断する場でもないと思っている。少なくともパーム油の生産、製造、流通、販売、そして私たちの購入までを含めてサプライチェーン全体が今後より良い形で機能するために、企業の行動、消費者の行動が変わっていく、そういうきっかけとしては是非内外に発信していただければと思っている。これがこの検討で一番消費者として伝えたいことになる。それに関わって 2 点お願いがある。1 目はもともと認証パーム油は確保できる量が少なく、現在は EU など社会的に認証に対して理解のある地域にほとんどのものが流れているのではないかというイメージがある。そうすると日本でも一部の企業がパーム油の調達方針をホームページに上げていて、そういった方向で努力されているのは、私もこの検討に参加してからいろいろ調べてわかっているが、オリンピック・パラリンピックは日本国内でみんなが向き合う大会だと考えると、大手の大企業だけがここに関われるということではもったいないと思う。日本の特にパーム油が使われて

いる食品製造メーカーは、中小企業がかなりの部分を占めている。もともと価格的には比較的には安価な油脂ではあるが、そういった中小企業もこれを機会にこういったパーム油の背景をしっかりと見極めて、社会に対して製品を出していく時にどういう企業姿勢で取り組めばよいか、中小企業の方にもこういうことに関われる、それが自分達の企業にとっての持続可能性につながるという形で、示唆が与えられるような提案にしていただければと思う。もう1点は認証油の調達というのはおそらく一企業でできることではないと思っている。先程油脂の輸入に関する方がしっかり間に入ってくれるという話があったが、やはり日本全体で取り組むというふうには是非発信していただきたいと思う。是非日本社会や消費者への気づきということを1つの重要なポイントとして置いてもらい、一部の企業や組織だけがやればよいといことではなく、適正な基準を置き、日本政府、組織委員会、そして私たち消費者も自覚できるような大きなうねりのある働きかけということを今回考えていただければと思う。パーム油に関しては本当に勉強になった。私たちは何も知らないで製品を使っていたということ、そのことを是非根底から変えられるような提案にしていただければと思う。

金子：3点意見を述べたい。先程河野委員からも話があったが、パーム油に関しては一般の消費者の認知がまったくされていないということが一番の課題だと思う。それに関してはこの調達コードの中にパームというタイトルがつくと思うが、対象になる具体的な品名を是非入れていただきたいと思う。化粧品や食品、加工食品、パン、お菓子などいろいろなものが入ってくると思うが、それが入ることによって、こういうものにパーム油が使われているという認識を広められることができると思うので是非お願いしたいと思う。認証油の中でも色々なランク、グレードがあるが、どのあたりを基準にすればよいかという検討がされていないが、認証マークがついている製品が非常に少ないということもあり、私はMB以上の認証レベルを基準にしたらどうかと思う。それよりも高いレベルのIP、SGになってくると製造ラインをきちんと分けないといけないであったり、タンクを一度洗浄しなくてはいけないであったりかなりコストアップにつながってくる要素が出てくるので、紙もMB相当で運用されていると思うがパーム油についてもMB以上で運用されているものを基準とするのはどうかと思っている。その上でどうしてもMBで転換できない部分もあるかと思うので、そういうものに関してはクレジット制度も認めるということにしたらどうかと思うので提案させていただく。MSPO、ISPOについて先程井上委員からも話があったように、2019年末に100%にするというところには、まだ途上の段階であると認識した。オリンピック・パラリンピックは大会の決められた期間の調達であり、国対国の貿易ではないので、努力しているものを認めるというのはどうかと思っている。逆に先程川上氏からも指摘があったが、強制労働に関しては非常に重要なポイントであるので、その基準がきちんと入り、対応ができた時点で入れるというふうに途中で追加してもよいと思うので、そういう条件付きでの検討をしていったらどうかと思う。

横島：3点コメントを述べたいと思う。RSPOについては我々も勉強になった。指摘に答え進化するという言葉がまさにあったが、一定程度認証を受けていない油の購入も認めた流通も対象にするのは、非常に柔軟性を持って取り組んでいるということだと思った。これはどの認証が絶対的に厳しい水準を設定しているというわけでもなく、仮にMSPOが義務化をするのであれば、条文だけ見るとむしろMSPOの方が厳しくなる部分もあると思う。私の課でもJAS(日本農林規格)という認証制度を所管している。認証制度をより高い水準を目指すという枠組み

にしていくには、状況の変化に応じて柔軟性を保ちながら複数の認証が切磋琢磨するところと重要となる。それができるのが認証制度の魅力、利点だと思う。JAS で認めたが、JAS が相手にされず他の認証へ行ってしまうということもしばしばある。ただより高みに行くのであればそういうこともあり得るだろうと我々も捉えている。そういう意味では項目数だけ確認すると先程井上委員からも話があったが、MSPO も ISPO も今選択肢の対象から排除する理由はあるのだろうかという印象を持った。この基準は「オリンピック・パラリンピックで実際に調達するための油の調達基準である」ということは調達基準そのものの意味だと思うが、一方で、その後の日本、更には世界でどういう調達に影響を与えていくかというその後のレガシーについて、委員の方々が微妙なバランスを取りながら議論をされているという印象を受けた。バランスの取り方については私が申し上げることではないが、あまりオリンピック・パラリンピックに使う油のことも意識してしまうと、少ない量ではないが1か月程度の極めて特殊な需要になるので、プレミアムがついてしまう恐れはある。プレミアムはその認証機関の想定を超えて制御できないところで値段がついてしまうという可能性もある。原材料の資源というのはパーム油に限らず、投機の対象に非常になりやすいものなので、あまり特別な調達になってしまうと「オリンピック・パラリンピックは特別な場だからできたこと」という印象になってしまい、その後の普及にうまくつながっていかないので、そのバランスを意識することが大事だと感じた。採用や普及がどれくらい進んでいるのかということも検討すべきという話があった。確かにどれくらい定着しているのかというのは非常に重要な観点だと思う。生鮮品について一定の内容はクリアしているという前提を置いた上で、組織委員会の農産物の調達基準では GLOBALG.A.P.に加えて JGAP Advance も採用された。JGAP Advance については 2016 年に策定されたばかりの基準で日本でもまだ 600 ぐらいの農場にしか取得されていない極めて新しい基準になる。GFSI に承認申請を先月したところであるが、まだ承認されていない非常に若い基準であったが、調達基準に採用していただいた。JGAP の方が日本の農家にとっては取り組みやすい定め方をしているので、「自分も取り組んでみるか」という動きがもの凄い勢いで広がっている。こういう動きは歓迎したい。日本の農家にとってチャンスを与えてもらったと思っている。同じようなチャンスを海外にいるパーム油の生産者にも与えるという観点からも、定着度について慎重に判断いただければと思う。GAP の議論を拝察した立場からの意見である。

黒田 : 前半の紙の議論の時に述べたことの繰り返しになってしまうが、調達コードについてこの WG で何をしているかという、どの認証がよいかという話をしていくわけではなく、持続可能な調達をするために、例えばこのアイテムに関してはどういう原則、要件が必要かということも議論してきた。その要件を満たしているかどうかを担保する方法の一つとして認証があると思っている。そのため、この認証はこれとこれは見ているが、ここの部分はこの認証ではカバーしていないということがあれば、それは別の担保方法で担保するというのが原則になる。この原則は変えていけないと思う。もちろんアイテムによって事情も異なるし、認証の発展度合いも異なるので、全部同じようには議論できないとは思いますが、基本的にこの場はそれを議論するということだと思う。実際調達コードができて一年くらい経ったと思うが、既に一般基準とともに木材や食材の個別基準があり、ここで紙とパームを議論しているわけだが、これ以上個別基準を作らないのであれば紙とパーム油の基準ができたあたりで、これまでの基

準を一度見直しをすることは必要ではないかと、この間の議論を聞いて思った。

井上 : 先程の説明の中で誤解があるので以下の補足をしたい。MSPO の説明になるが、マレーシアの大臣に会う機会があったのでいろいろ聞いたが、2019 年末に 100% というのは 100% をやるという目標の時期と考えていて、ある意味では実績がないし、どこまでできるかわからないということはみんな不安だと思う。ただ少なくとも 2018 年 6 月までには RSPO に既に入っている方々は、政府とすれば RSPO の書類がすべてそろっているということが確認できるので、その書類を基に MSPO と RSPO の違う部分だけを確認して、MSPO に合うかどうかということを 2018 年 6 月までに全部審査が終わるとすれば、この時点で我々の供給状態の確保という立場からいくと、マレーシアでは MSPO も RSPO もだいたい同じくらいの数量が確保できる状態になる。インドネシアについては前回の説明でも情報がなかったので、インドネシアにどんどん突っ込んで聞いていかないと我々も供給を確保できないので、それが課題になっている。先程の質問で RSPO の現在の認証油で認証されている土地は十分にあるので、ヨーロッパに行こうと日本に行こうと中国やインドが大量に認証油を買うということがなければ、今の状況であれば日本向けにも十分な供給量はある。MSPO が来年の 6 月までに同じ状況になると言っている。キーポイントは MSPO は RSPO 以上に持続可能性を進めたいということで、今まで RSPO に参加していない人達も、法律によって認証を取る事を進めているところ。今のままでは、個々の農民は認証制度を開始できないので、政府がお金を補助するから、認証についての教育と認証の取得を進めてほしいと促している。その点では、ある意味目標の設定になる。しかし、目的である 100% に達しなくとも、現実的には現在のパームの認証状況よりも、ずっと多くの生産者や土地面積へのサステナブルの浸透が促される事は間違いない。マレーシアについて誤解したまま検討会が進むと、彼らにフェアでなくなるので追加で説明させてもらった。

秋月 : これまでの検討でパーム油についてはいろいろな固有の問題があることがよくわかった。それと同時に多くを生産されているマレーシア、インドネシアでは、国だけでなく企業も NGO も注目して前向きに取り組んでいるという事実もわかった。まだまだ確認しなければいけないこともあるので、その点については確認をしていき、基準に合うものは担保方法として認証を使い、抜けているところは担保する方法を考えるということをご指摘のとおりだと思う。パーム油については、流通が複雑ということで難しい点があるということもよくわかったが、持続可能な調達をするという理想は失わずに、なおかつ現実的な調達可能性という意味でのバランスをとることも大事だということもよくわかった。また、消費者や売る側、買う側にも理解しやすく、わかりやすいものにすることも必要だと思う。非常にいろいろな論点が出たのでまとめるのは大変だと思うが、これまでの意見を事務局で集約、整理し、まとめていただきたいと思う。

黒田 : 先程、横島委員や河野委員、金子委員が発言されたことは非常に重要だと思っている。今やっている作業というのは約 1 か月のイベントのためにやっているということではなくて、社会が持続可能なものになっていくための非常に大きなきっかけだということによってこういう議論をしていると思う。委員の皆様も常に言っていることではあるが、そのことをいつも胸に留めながら議論していきたいと思う。

齊藤 : 賛成する。世界がこれを見ている。

秋月 : スタートであってゴールではないというのは私もそのとおりだと思う。

井上 : 賛成する。日本だけでなくマレーシアもみんなを刺激し合って、労働環境を良くしていかな
いと、特に現地の農民がかわいそうだと思う。

秋月 : 何か追加でご意見等があれば事務局に連絡いただきたいと思う。

4. 今後の予定について

事務局 : 次回は、1月の中下旬くらいに開催できればと考えている。詳細は改めてご連絡したい。

秋月 : それでは本日の議事はこれまでとし、閉会する。